

## これから建物を新築される場合の建築協約申請手続き等について

びゅうヴェルジェ安中榛名では、住まう皆様全員で良好な街並・環境の維持を行っていくことを目的として「建築協約」が制定されております。 建物や外構を新築される場合、該当する建築協約に整合した設計・施工が必要となりますので、以下のことにご注意下さい。

○ 施工に着手する前に、事前に建築協約運営委員会に整合審査の申請を行ってください。

原則、建築確認申請前に、配置図、平面図、立面図、矩計図、外構植栽図（平面図・断面図など）など、建築協約への整合確認が取れる図面をご用意いただき、「住宅建設計画承諾願」など必要な書類と、審査料2万円（1申請につき）を添えて運営委員会まで申請してください。

審査は申請受理から概ね1～2週間で審査の合否が通知されます。（審査機関は「建築工房なごみ」になります。）

○ 審査時には、外構工事も含めて確認いたしますのでご注意ください。

事前審査時には外構工事についての確認も行います。但し、審査後の計画変更や、当初段階で外構工事の審査が行えない場合には、工事施工前までに再度確認する必要がございます。

なお、建築協約への抵触が懸念され、専門的・技術的な確認が必要な場合は、再度審査の申請をしていただくこととなります。その際は、再度審査料がかかりますので、ご承知おきください。

○ 万一、施工後に建築審査違反が確認された場合は、是正措置が請求されます。

事前審査の未申請や審査後の変更及び審査内容との相違により、建築協約違反が確認された際は、原則として、建築協約運営委員会より是正措置の請求が行われることとなります。その際、是正に関する諸費用に関しましては施主の皆様のご負担となりますので、ご承知おきください。したが、着工する前に改めて業者に確認するなど、くれぐれもご注意ください。

なお、建築協約および審査申請に係る書類は、秋間みのりが丘区会ホームページの様式・資料集からお取り出しいただき、内容ご確認のうえ業者にお渡しください。

ご不明な点につきましては、下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

<審査機関>

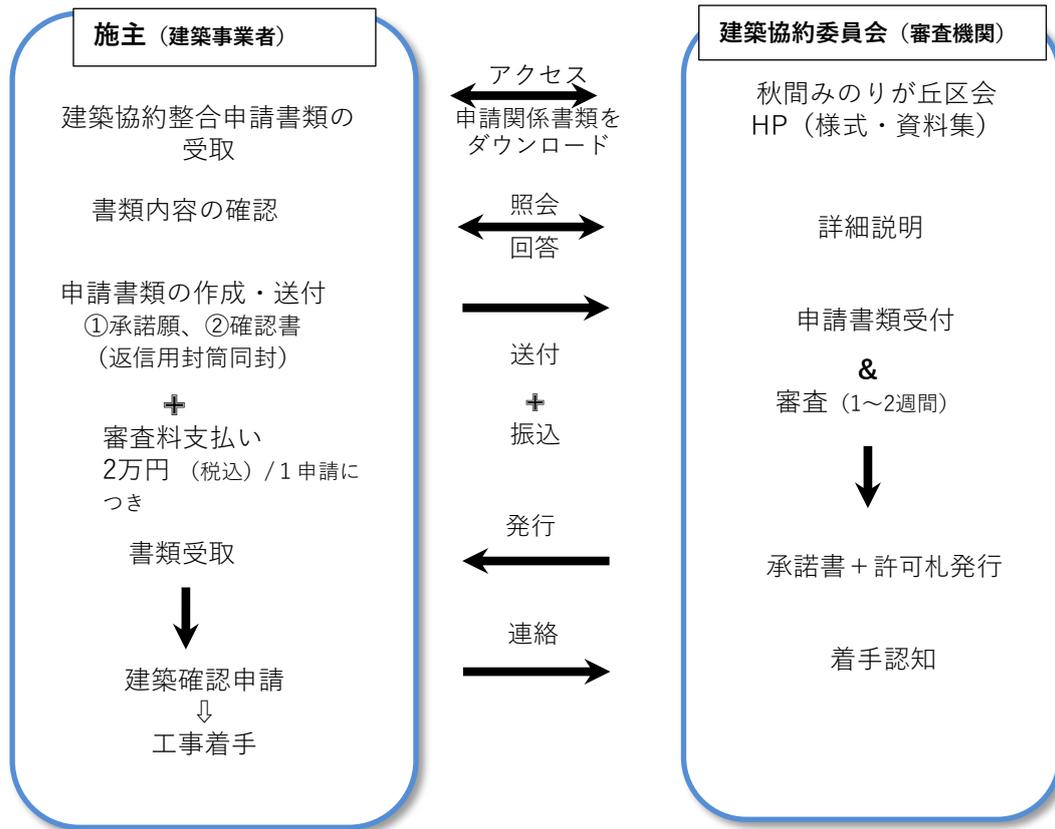
**秋間みのりが丘建築協約運営委員会**

〒379-0109 安中市秋間みのりが丘 3-174  
E-mail: arch\_comm@akimaminorigaoka.com  
HP : <https://akimaminorigaoka.com>

**建築工房なごみ**

〒379-0109 安中市秋間みのりが丘 3-75  
FAX : 050-1265-0637  
E-mail: kazumi936ohhira@gmail.com

## 建築協約審査申請の流れ



< 審査料振込口座 >

金融機関名: **ゆうちょ銀行**

支店名: 0四八(ゼロヨンハチ)支店

店番: 048

口座種類: 普通預金

口座番号: 15218871

口座名義: アキミノリガ オカシチキョウケンエイイカイ

### 秋間みのりが丘における建築工事に伴うお願い

1. 日曜日の工事は行わないこと。早朝、夜間などの工事を行わないこと。
2. ラジオ等をかけながらの工事を行わないこと。
3. 隣接宅地に無断で車両等の乗り入れや、資材の仮置き等を行わないこと。承認を得た場合でも、工事終了後は原状回復を確実にすること。
4. みのりが丘区内の市道には一切の車両の駐車は禁止、施工上駐車等が必要な場合は、安中警察署に道路占有使用許可を申請し、許可書を掲示のうえ誘導員を配置し安全確保すること。また、駐停車中のアイドリングはしないこと。

5. 住宅街の道路では時速30km以下での徐行運転とし、歩行者や児童の飛び出しにも十分注意すること。
6. 境界杭には触れないこと。
7. トイレは仮設トイレを準備するか、パノラマパーク内の公衆トイレを使用すること。
8. 施工敷地内の土砂、小石などを周辺の道路に出さないこと。また、出た場合はきれいに掃除すること。特に、雨の日や雨の翌日などの車両の出入りに注意のこと。
9. 重機（ホイストクレーン車を含む）を使用する場合は、道路保護、転倒防止、その他安全確保のため、必ず鋼板などを敷くこと。